

令和6年度 第1回名寄市都市計画審議会

と き 令和6年8月9日（金）
18時30分より
ところ 名寄庁舎4階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

- 1) 委嘱状交付
- 2) 市長あいさつ

3 審議会

- 1) 部長あいさつ
- 2) 委員、事務局自己紹介
- 3) 会長選出、副会長の指名

会 長：_____

副会長：_____

- 4) 役員あいさつ
- 5) 議題（報告事項）

報告1 開発行為許可について 資料1

報告2 都市構造再編集中支援事業について 資料2

- 6) 意見交換
- 7) その他

4 閉会

○名寄市都市計画審議会条例

平成18年3月27日条例第184号

改正

平成22年4月1日条例第17号

平成25年3月4日条例第15号

名寄市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、名寄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における調査審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第4条 委員は、学識経験のある者4人以内、市議会の議員2人以内及び住民のうちから4人以内それぞれ市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。
- 5 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある者のうちから、専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、それぞれ解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

名寄市都市計画審議会名簿

令和6年5月1日現在

委員氏名 (五十音順)	資格	期別	任期・始期	任期・終期	備考
イシダ ソウガン 石田 十羽完	学識経験者	3	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
カワセ クニヒロ 川瀬 邦裕	学識経験者	3	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
クラ サワ ヒロシ 倉澤 宏	市議会議員	4	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
コン ノ マサ シ 今野 聖士	学識経験者	3	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
テラ シマ カオリ 寺島 香	住 民	11	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
テル イ マサ ミ 照井 正美	住 民	1	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
ナガ イ まゆみ 永井 まゆみ	住 民	12	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
ハン バ ヨシ アキ 橋場 義哲	学識経験者	4	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
ヒガシ カワ ヌカヨシ 東川 孝義	市議会議員	4	令和6年5月1日	令和8年4月30日	
ワ タ ヒデ リ 和田 英則	住 民	2	令和6年5月1日	令和8年4月30日	

事務局体制

東 聡 男	建設水道部	部長			
佐 藤 美 香	建設水道部	次長			
太 斉 淳 一	都市整備課	課長			
荒 井 昭 典	計画調整係	主幹 兼て主査			
吉 岡 竜 志	計画調整係	主査			

■令和 6 年 4 月以降開発行為許可申請の概要について

1 開発行為許可とは

「開発行為」は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

◎特定工作物とは

- ・第一種:アスファルトプラントやクラッシャープラント、危険物を貯蔵・処理するプラント、
- ・第二種:ゴルフコース、1ヘクタール以上の野球場、陸上競技場、遊園地、墓園、動物園など(都市計画法(以下「法」という。)第4条第12号)

許可が必要となる要件

①許可を要する区画形質の変更

- 1)切土や盛土、切盛土をする行為で高さが 30 cmを超える造成
- 2)農地や雑種地などの宅地以外の土地を宅地とする場合

②許可を要する規模

都市計画区域内	3,000 平方メートル以上の開発行為
都市計画区域外	1ha 以上の開発行為 総合政策部総合政策課に提出

※ 名寄市の都市計画区域は、非線引き都市計画区域で上記の規模となります。

2 開発許可申請が必要な理由

開発許可申請は、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止のために必要としています。具体的には、インフラの確保、汚水や土砂の流出による環境破壊の防止、防災の観点では崖崩れや洪水等の災害発生の可能性の抑制、緊急時の避難経路の確保があげられます。

3 開発行為の許可権者(事務の委任＝権限移譲市町村)

開発行為の規制に関する事務の一部を除き(規模が 50ha 以上のもの及び北海道開発審査会の議を経るものについては北海道知事の許可)、北海道から事務の委任を受け名寄市が行います。

